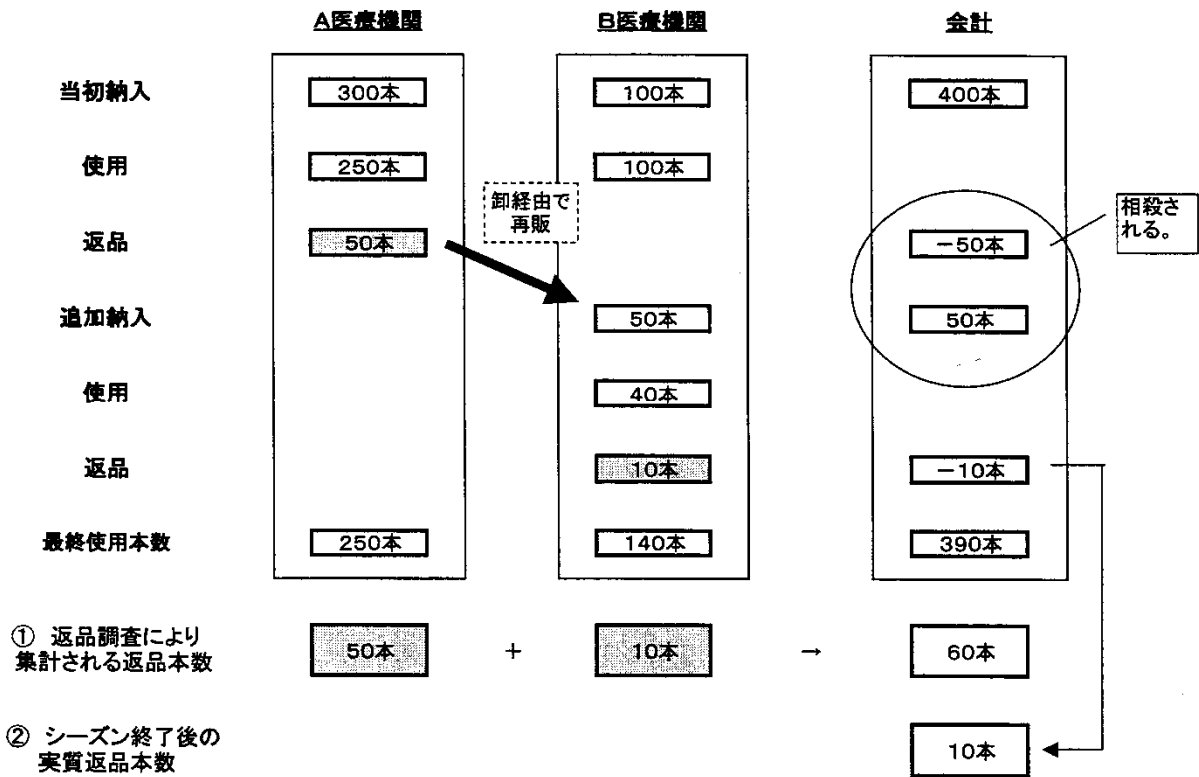


インフルエンザワクチンの返品本数についての算出方法

○ 具体例



※ 上記の例のように再販されたものがB医療機関にとっては単なる追加納入であり、取引上、一般の納入と区別がつかない。このため、A医療機関の返品から再出荷されたものが別の医療機関に納入されたかどうか分からないため、②の実質返品本数を医療機関単位で把握できない。

しかし、地域(A医療機関、B医療機関の集計)としては、返品、再出荷分が相殺(単純集計の上で)されるため、実質的な返品分が把握できる。

○ 当該調査における返品数

(資料3) インフルエンザワクチンの都道府県別納入本数・返品本数における返品本数 → 上記②の返品本数を都道府県単位に集計

(資料4) インフルエンザワクチンの都道府県別納入・返品医療機関等施設数 → 上記①の返品があった医療機関等施設数を集計